

記載要領等

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

《この届出書の提出が必要な方》

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日^{※1}の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります^{※2}。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

《記載要領等》

- 1 標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
 - (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
 - (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- 4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限り ます。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）